第

7618

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブ FAX ニュース

(2025年)令和 7年 3月 24日 月曜日

発行所

株式会社 FP シミュレーション

大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX: 06-6209-8145

## △ 電子帳簿等保存制度の見直し

Q:令和7年の税制改正では、電子帳簿保存制度が見直されるとか。どのようになるのですか?

A:次のようになります。

## 【解説】

これまでの制度には、①国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度、②国税関係書対のスキャナによる保存制度、③国税関係帳簿書類のマイクロフィルムによる保存制度、④電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の4つの制度があり、所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、仮装隠蔽された申告があった場合は、電磁的記録に係る重加算税の加重措置が設けられています。

今年度の税制改正では、その加重措置の対 象から、特定電磁的記録で、その保存が①改ざ ん防止の確保、②記帳の適正性確保、③電子帳 簿との相互関連性確保、④特定電子計算機処 理システムの使用確認の要件を満たす場合は、 その特例電磁的記録を除外するほか、所定の 措置が講じられることとされました。特例電 磁的記録とは、保存要件に従って保存が行わ れている電子取引に係る電磁的記録、災害そ の他やむを得ない事情により、保存要件に従 って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の 保存をすることができなかったことを証明し た場合又は納税等の所轄税務署長が保存要件 に従ってその電磁的記録の保存をすることが できなかったことについて相当の理由がある と認めた一定の場合に保存要件にかかわらず 保存が行われている電磁的記録をいいます。







